

外食企業の人事・経営者の皆様へ

飲食店の外国人雇用ルールが 大きく変わります

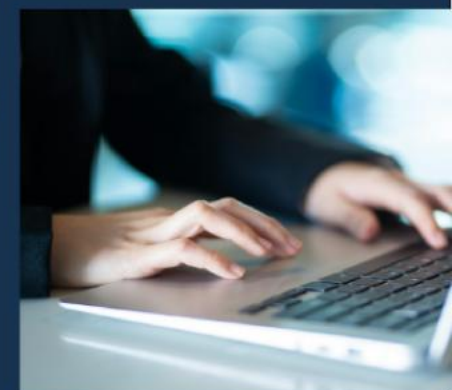
「店長候補」 技人国ビザのNGラインと 2027年対応

2026年1月23日 政府決定

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」により
審査・在留管理の厳格化が本格始動

行政書士法人タッチ（国際業務専門）

2026年8月



外国人雇用を取り巻く「3つの変化」が同時に進行

1

すでに進行中

技人国審査の厳格化

「店長候補」「店舗管理」名目の技術・人文知識・国際業務に不許可が連発。これまで許可が出ていた配置が、次回更新で通らない事例が発生しています。

2

2027年4月施行

不法就労助長罪の厳罰化

5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金へ引き上げ。故意でなく「過失」でも雇用企業が処罰対象。執行猶予も付きにくくなります。

3

2027年4月施行

育成就労制度スタート

技能実習に代わる新制度。外食業は対象分野です。現場人材の採用ルートと社内体制の再設計が必要になります。

本資料では、特に影響の大きい ①② を中心に、貴社が確認すべきポイントを整理します。

厳格化は突然ではない — 入管庁が段階的に埋めてきた「外堀」



「今まで許可が出ていたから大丈夫」という前例踏襲は、もはや通用しません。2026年は外食ビザ運用の「厳格化元年」です。

外食業の役割分担 — 入管庁が示した「すみわけ」

	特定技能1号	特定技能2号	技人国
役割イメージ	一般的な店舗スタッフ（現場の即戦力）	店舗のリーダー（店長・責任者クラス）	本部の企画・管理職（エリアマネージャー・SV）
主な活動場所	店舗現場	店舗現場	本部（本社）※巡回は可・常駐は不可
調理・接客	○ 可能	○ 可能	× 不可（研修期間を除く）
店舗管理	日常業務の一環（発注・シフトの一部担当）	包括的な店舗運営（店舗PL管理・人材育成）	複数店舗の統括・全社的な経営戦略等のみ

重要：「1つの店を任せる店長」は特定技能2号の領域であり、技人国の領域ではない — これが入管庁の明確な線引きです。1店舗の店長業務・調理・接客を技人国で行う配置は、更新不許可リスクを抱えています。

その業務、技人国では認められません — 店舗管理のNGライン

× 技人国に該当しない業務（＝特定技能の業務）

- ・ アルバイト等のシフト管理

配置パズルの作成は現場運営上の定型業務

- ・ 在庫管理・棚卸し／食材・備品の受発注

データに基づくルーチンワークは現業の一環

- ・ 現場スタッフへのOJT（接客・調理の指導）

熟練現場スタッフ（特定技能）が担うべき業務

- ・ 1店舗に留まる店長業務・接客・調理

「未経験可」と書ける業務に技人国該当性はない

○ 技人国で認められる業務

- ・ 複数店舗の統括管理（エリアマネージャー・SV）
- ・ 本社での企画・マーケティング・広報戦略
- ・ 新メニュー開発・経営戦略の立案
- ・ 通訳翻訳など学術的素養を要する専門業務

判定の目安：学問的知識がなくても「5年、10年」続ければ誰でも担えるようになる業務は、技人国には該当しません。

※個別の許可判断は在留資格該当性・上陸許可基準への当てはめにより行われます。

不許可が連発する3つの類型 — 一番危ないのは「混在型」

① 虚偽申請型

論外・犯罪

技人国該当業務と偽って申請し、実際は現場作業に従事させる。在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪に該当する完全な不法就労。

② 誤認型

不許可が連発

「〇〇管理」「指導」「店長」「接客」を技人国該当業務と誤認しているケース。これまで許可が出ていた配置でも、現在は不許可が相次いでいます。

③ 混在型

実態上頻発・最も危険

該当業務と現業が混在し、申請書には該当業務のみ記載。例：1日6時間は通訳翻訳だが、毎日2時間はシフトに組み込まれた現場作業。

「関連業務だから大丈夫」ではありません。

現業が許容されるのは臨時的・例外的な場合のみ。毎日決まってシフトに組み込まれた現業は「恒常」であり、申請内容との食い違いが実地調査で判明すれば、不許可では済まず、在留資格の取消しや刑事責任に発展するリスクがあります。

「研修の一環です」は通用するか — 店舗配属が認められる条件

大卒留学生を「将来の本部人材」として、まず店舗で経験させたい — この配置が技人国で認められるのは、次の条件を満たす場合に限られます。

○ 認められる「実務研修」の条件

- 入社後6か月～1年程度など、合理的かつ具体的な期間が限定されている
- 研修終了後、確実に本部業務（技人国該当業務）に従事する計画がある
- 日本人大卒社員と同様の研修カリキュラム・同等のキャリアパスである

× 研修とは評価されないケース

- 「将来的に本部へ」と言いつつ異動時期が未定で、何年も店舗勤務が続く
- 「結果を出したら本部へ」という成果主義による無期限の現場配置
- 採用者の大半が店舗勤務のままで、本部に該当ポストの空きがない

数年以上の現場配置（店長業務含む）を予定するなら、まず特定技能で採用し、本部異動の段階で技人国へ変更するのが適法かつ確実なルートです。

2027年4月、不法就労助長罪が大幅厳罰化

5年以下

拘禁刑（現行3年以下から引き上げ）

500万円

罰金上限（現行300万円から引き上げ）

過失でも処罰

「知らなかった」は通用しない

実刑リスクの上昇：執行猶予を付せるのは3年以下の言渡しの場合のみ（刑法25条1項）。法定刑が5年に上がることで、執行猶予の付かない実刑判決が現実的になります。

大手・グループ企業にとっての本当のリスクは「報道」です。

大手飲食チェーンの摘発事例が実名で報道される時代です。罰金額よりも、グループ全体のレピュテーションへの影響こそが最大の損失になります。技人国社員の資格外業務（混在型）や、留学生アルバイトの資格外活動超過・期限切れの見落としが、外食企業の典型的な摘発パターンです。

放置した場合の3つのリスクと、いま取れる3つの選択肢

想定されるリスク

更新不許可

更新時に詳細な業務説明・1日のタイムスケジュールの提出を求められ、現場業務が発覚して不許可に。

在留資格の取消し

申請内容と実態の食い違いが虚偽申請と評価されれば、在留期限内でも取消しの対象に。

不法就労助長罪

企業側が「知らなかった」では済まず、過失でも処罰対象。2027年4月以降はさらに重く。

いま取れる選択肢

業務配分の再設計

技人国該当業務に職務を寄せ、現業の恒常的な組み込みを解消。職務内容書・研修計画を整備する。

特定技能への移行

現場中心で活躍してもらうなら特定技能へ資格変更。店長業務は特定技能2号で正面から可能に。

本部業務への配置転換

複数店舗統括・企画・マーケティング等、技人国該当ポストへの異動でキャリアと資格を一致させる。

どの選択肢が適切かは、社員ごとの業務実態・学歴・キャリアプランによって異なります。まず現状の正確な把握が出発点です。

業務内容と在留資格の「適合性レビュー」（無料）のご案内

技人国で在籍されている社員の方を対象に、現在の配置の更新リスクを判定し、対応の選択肢をご提示します。※無料レビューは、まず3名までを対象としたサンプル診断です。

1 ヒアリング

対象社員の職務内容・1日の業務配分・キャリアプランを確認（オンライン可・約60分）

2 リスク判定

審査厳格化後の基準・入管庁の対比表に照らして3段階で判定

3 所見のご提示

対応の選択肢（業務再設計／特定技能移行／配置転換）を所見1枚にまとめてお渡し（社内共有用）

リスクの程度に応じて、正式サポートへお進みいただけます

全社員分の職務内容の棚卸（在留資格該当性の正式診断・総括報告書・是正方針）／在留資格申請サポート（認定・変更・更新のフルサポート）／顧問契約（相談対応・制度改正情報・定期チェック）／人事・店舗運営責任者向け社内勉強会（45分・無料）

お申し込み・お問い合わせ

メール contact@touch.or.jp ／ お電話 048-400-2730（埼玉）・03-6825-0994（東京）まで「適合性レビュー希望」とご連絡ください。追って日程調整のご案内を差し上げます。当法人の概要・実績は次ページをご覧ください。

※まずは個別のご相談のみでも承ります（初回30分・無料、オンライン可）

会社概要

埼玉オフィス

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-86-1
1大宮イーストビル5階

東京オフィス

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア2階
CROSSCOOP内

事務所名 行政書士法人タッチ
(特定技能登録支援機関)

所属会 埼玉県行政書士会
東京都行政書士会

代表社員 湯田一輝

職員 行政書士及び行政書士有資格者（7名）
通訳スタッフ（10名）

業務内容

- 外国人在留資格申請
- 対日投資に関する支援業務
(経営管理ビザ, 対日投資コンサルティング等)
- 外国人材の雇用・管理業務
(外国人雇用の業務監査, 支援業務等)

メールでのお問い合わせ contact@touch.or.jp

お電話でのお問い合わせ

埼玉オフィス

048-400-2730

東京オフィス

03-6825-0994

実績

2018年8月

在留資格申請・帰化申請専門の行政書士事務所
「ゆだ行政書士事務所」を創立

2022年4月

個人事務所を法人化し、埼玉県さいたま市大宮区に、「行政書士法人タッチ」を設立

2022年9月

行政書士法人タッチを登録支援機関に登録

2023年11月

代表湯田一輝が
グローバルHR事業協同組合代表理事に就任

2025年4月

代表湯田一輝が全国行政書士法人会
理事就任

2025年12月

東京都中央区に東京オフィスを設立

相談件数
10,000 件超え

累計受任件数
3,000 件超え

Googleクチコミ
4.9

対応国数
70 か国・地域以上

外国人就労者支援事業
企業様の
不法就労対策として
講義活動に従事

支援先
177 社

JAPAN
VISA
TV
Youtubeチャンネル登録者
13,000 人超え

セミナー実績
30 件超え

2022年版『拡大事務所の増やし方』新春大特集!!
FIVE STAR MAGAZINE 2022.01 66
TACNEWS 12月号
雑誌掲載・取材歴
15 件

外国特派員協会
(FCCJ)にて
外国人政策について
実務家の立場から会見

事業領域

海外企業・投資家向け事業



日本進出・会社設立サポート

経営管理ビザサポート

日本企業向け事業



外国人雇用・就労ビザサポート

育成就労ビザサポート
(監理団体／監理支援機関向け)

特定技能ビザサポート
(登録支援機関向け)

アメリカビザサポート
(法人向け)

個人向け事業



国際結婚・配偶者ビザサポート

永住申請サポート

帰化申請サポート

アメリカビザサポート
(個人向け)

アウトバウンド

インバウンド